

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

訴 状 要 旨

2018年12月 日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大 脇 雅 子
同	青 山 邦 夫
同	内 河 惠 一
同	松 本 篤 周

外33名

第1 本訴訟の目的

2015年9月19日，第189回国会の参議院本会議において，いわゆる新安保法制法案が採決され，賛成多数で可決成立したとされた。そして，これらの法律は，2016年3月29日施行された。

新安保法制法案の中心的な内容は，従来の政府が一貫して憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使を，「存立危機事態」における防衛出動として容認する点や，これまで武力を行使する他国に対する支援活動を「非戦闘地域」等に限る等としてきた限定を大きく緩和し，「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば，世界中どこにおいても，弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く認めようとする点などにある。

しかし，このような新安保法制法によって容認されることとなった自衛隊の諸活動は，戦争を放棄し，戦力の保持を禁止し，交戦権を否認した憲法9条に明らかに違反するものであり，ひいては，安保法制法自体，憲法9条の平和主義条項に違反して無効である。

また，このように内閣及び国会が，恣意的な憲法解釈の変更を行い，憲法の条項を否定する内容の閣議決定をし，法律を制定したこともまた，憲法99条に定められた憲法尊重擁護義務に違反するものであるとともに，憲法改正手続をも潜脱するものとして，立憲主義の根本理念や国民主権の基本原則を踏みにじるものであって，明らかに違憲・違法である。

本訴訟は，そのような新安保法制法を成立させた政府・国会議員の行為につき，国家賠償を求めるものである。

第2 訴状要旨

1 はじめに

訴状では，新安保法制法の制定に係る内閣による2014年7月1日の閣議決定，2015年5月14日の閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決，制定が，①憲法前文及び9条の下で，戦争や武力の行使をせず，戦争による被害も加害もない日本に生存することなどを内容とする，原告らの平和のうちに生存する権利すなわと平和的生存権を侵害するものであること，②また，日本が外国の戦争に加担することによって，国土が他

国からの反撃やテロリズムの対象となり、あるいは外国での人道的活動・経済的活動等を危険に晒すなど、生命・身体の安全を含む人格権を侵害するものであることについて、具体的に述べている。

2 訴状「第2」について

(1) 集団的自衛権の行使等を容認する点において違憲であること

訴状「第2」では、まず、集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法が違憲であることについて述べる。

新安保法制法は、自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正して、これまでの武力攻撃事態等の概念に加えて、「存立危機事態」という概念を創り出し、自衛隊が、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能とした。

そもそも、憲法9条の下では「自衛権」の行使や、行使の手段たる「自衛力」の保持が許される余地はないと考えることが最も素直な解釈というべきである。

しかし、日本政府は、これまで、日本国憲法も自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法9条2項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動には、「自衛権発動の3要件」を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきた。

すなわち、政府は、自衛隊による実力の行使は、「専守防衛に徹する」組織であるが故にかろうじて憲法9条に違反しないと解釈を確立してきたのである。

ところが、政府は、2014年7月1日、これまでの憲法9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定を行い、これを実施するための法律を制定するものとした。

すなわち、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、「新3要件」を定め、これにあてはまる場合には武力行使が憲法上許容されるとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、としたのである。

この解釈はもはや戦争放棄と交戦権の否認を明文で定める憲法9条の解釈限界を超えるものであり、事実上の解釈改憲と言わざるを得ない。

そして、この集団的自衛権の行使の容認は、自衛隊創設以来60年以上にわたって政府の限界的憲法解釈として定着してきた憲法9条の解釈の核心部分を真っ向から否定するものである。

日本国憲法は、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに(97条)、憲法の最高法規性を規定して(98条1項)、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課している(99条)。

こうした日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民・市民の権利・自由を確保しようとするものである。

政府の閣議決定及び新安保法制法の制定によって集団的自衛権の行使を認めることは、憲法9条の内容を、解釈の限界を乱暴に踏み超えて行政権の憲法解釈及び国会による法律の制定によって改変してしまおうとするものであり、これはまさに、立憲主義の根本理念を踏みにじるものである。

(2) 後方支援活動等の違憲性

次に、訴状「第2」の3では、後方支援活動等の実施の違憲性について述べる。

重要影響事態法及び国際平和支援法においては、その主要な活動として、「後方支援活動」及び「協力支援活動」が規定されている。これによって、自衛隊は、地球上どこでも、諸外国の軍隊に対して後方支援活動等を行うことが可能となった。

すなわち、従来の周辺事態法では、「周辺事態」に対処することが目的とされており、少なくとも自衛隊の活動の地理的限界を画する機能を有していたが、周辺事態法は重要影響事態法へと改正され、自衛隊の地理的限界を画する機能は完全に消滅した。

さらに、国際平和支援法の改正により、「国際平和共同対処事態」に対して、いつでも、地理的限定なく自衛隊を後方支援等のために派遣できることになり、「協力支援活動」、「捜索救助活動」等として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の対応措置をとることが出来ることになった。

後方支援活動等とされるものは、外国の軍隊に対する物品及び役務の提供であって、一般に「兵站」と呼ばれているものであり、憲法9条が禁止する「武力の行使」そのものと評価され違憲と解すべきことになることはもはや明らかである。

この点について、名古屋高裁2008年4月17日判決は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為につき、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるといえる」と判示した。

後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、相手国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価されるものなのである。

以上の通り、集団的自衛権の行使及び後方支援活動等の実施を容認する部分、すなわち、新安保法制法のうち、少なくとも集団的自衛権の行使等の根拠となる条項は、いずれも憲法9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反し、違憲であり、違憲の法律制定に向けての閣議決定及び国会の議決等が違法であることは明らかである。

3 訴状「第3」について

(1) 総論

新安保法制法制定前後からの自衛隊の新装備等の導入やその構想の拡大には著しいものがあり、このまま進めば、「専守防衛」の域を超え、日本はまぎれもない軍事国家へと変貌する。訴状の「第3」では、新安保法制法制定後に行われた自衛隊の具体的な動きについて述べる。

新安保法制法施行後、新任務として実施されたのは米イージス艦への給油と米艦防護、新安保法制法により新たに認められた駆けつけ警護及び宿营地共同防護の任務を付与された自衛隊部隊の南スーダンへの派遣である。これらは、いずれも従来の政府解釈でも違憲となる行為である。

(2) 駆けつけ警護と宿营地共同防護

中でも、自衛隊のPKO派遣について、政府は、改正PKO協力法に基づいて、2015年11月15日、新たな任務である「駆けつけ警護」と「宿营地共同防護」を付与する「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」を閣議決定し、防衛大臣が同月18日付けで第11次隊に派遣命令を発した。

駆けつけ警護とは、「PKO等の活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵害又は危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護の活動」である。

これは、言い換えれば奪還作戦であり、戦闘行為の中核をなすものである。相手が武力で攻撃してくる以上、こちらでも武力で対抗することになるから、政府解釈の「専守防衛」の立場からしても、上記自己の生命・身体を守るためという武器使用目的を超えて武器使用を許容した時点で、憲法9条2項に違反し、明らかに違憲である。

また、新たに追加された宿营地の共同防護の任務では、そのための武器使用として、従来の「自己保存型の自然権的武器使用」を維持しつつも、自衛隊員本人だけではなく「その宿営する宿营地に所在する者」も追加された。

これは、他国の武力行使と一体化して陣地防御を行う組織戦を行うに等しく、憲法9条1項の武力行使禁止原則に違反することとなる。

なお、仮に改正PKO協力法が法令違憲とまで解されないとしても、南スーダンPKO（UNMISS）に自衛隊を派遣し、業務に従事させることは、憲法9条に対する適用違憲である。

4 訴状「第4」について

訴状「第4」では、新安保法制法の制定にかかる行為により原告らが被った権利侵害について述べる。

集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、海外にまで出向いて参加し、武力を行使して、日本を戦争当事国としてしまい、日本が戦争当事国になれば当然に、敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やあるいはテロ攻撃を、日本の領域に対しても招くことになる。すなわち、日本の国土が戦場となるのである。

新安保法制法による後方支援活動等についても、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵站活動を認めるものであるから、相手国等から見れば、自衛隊は、他国の軍隊と一体となって武力を行使する支援部隊として攻撃対象となり、自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による武力の行使に至る危険が極めて高いものである。

こうして、ここでも、後方支援活動等から、日本は戦争当事国となり、日本の領域に対しても武力攻撃やテロ攻撃を招くことになる。

また、国民は、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び存立危機事態、そして、存立危機事態において多くの場合並存することにならざるを得ない武力攻撃予測事態、さらには、その後、移行することが予測される武力攻撃事態において、以下に掲げる多種多様の権利制限を受け、義務を負わなければならないことになる。

原告らは、この訴訟において、平和的生存権侵害と人格権侵害に限定して主張しているが、新安保法制法の成立がなければ甘受する必要など全くなかったこのような権利制限、義務の負担等によって、より広範な自由権、財産権の侵害を受けることになる。

原告らは、このような集団的自衛権の行使又は後方支援活動等の実施を容認した新安保法制法の提出に係る内閣の行為及び国会の議決によって、憲法において保証された平和的生存権を侵害されている。

集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本が自ら他国の攻撃に加担し、武力の行使や兵站活動等を行って、他国の国土を破壊し、その国民・市民を死傷させるものであるとともに、戦争の当事国となった日本は、当然に、敵対国から国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となることを覚悟しなければならないのであり、原告らを含む日本の国民・市民の全部が、戦争体制に突入し、その犠牲を覚悟しなければならないことになる。

このような集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定は、日本が実際に戦争に突入した場合はもちろんであるが、それに至らない段階においても、その具体的危険を生ぜしめるものとして、原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するものであると同時に、原告ら国民・市民の人格権を侵害するものである。

原告らは、(1)先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、②シベリア抑留者とその家族、(2)米軍・自衛隊基地周辺住民、(3)自衛官及び公共機関の労働者、例えば、①元自衛官、②鉄道労働者、③医療従事者、(4)様々な被害者、例えば、①子どもや孫を持つ母親や家族、②障害者及びその関係者、③生活や福祉が害される者、(5)信念や生き方を害された者、例えば、①学者・研究者、②教育者、③宗教者、(6)その他の被害者などである。

訴状第4の5及び、訴状別紙においては、そうした原告らのいかなる権利、利益が侵害されたかを明らかにしているが、第1次訴訟の原告、第2次訴訟の原告計221名は、それぞれ様々な立場や経験に基づいて本訴訟の原告に名を連ねている。

新安保法制法の提出に係る内閣の行為及び国会の議決によって、原告らが平和的生存権や人格権を侵害され、今もなお受け続けている被害について、原告らは、本訴訟を通じて詳らかにしていく。

第3 おわりに

2015年9月19日、空前の規模で広がった国民・市民の運動と、6割を超す「今国会の成立に反対」という国民・市民の世論に背を向けて憲法違反の新安保法制法の可決を強行して以降、原告ら多くの国民・市民が、テロや戦争被害を受けるおそれを感じている。今回の新安保法制法の制定等は、既に述べたように、国民・市民の平和的生存権を侵害し、生命身体精神等の人格権を著しく侵害するものである。

新安保法制法により集団的自衛権の行使等が現実化してからでは遅いのである。違憲な既成事実の積み重ねは、既に開始されているが、それがもっと進行してからでは取り返しがつかないのである。

人は、民族や人種等の違いがあっても、等しく愛する人達がおおり、喜怒哀楽も変わらず、真心をもって親切や援助を与える者に対しては、心を開き、感謝報恩の心をもって接するものである。

憲法前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持し

ようと決意した。」とあるのは、日本がこの憲法の精神を体現し、国家を挙げ、全力で諸国民の困難と自立を助け、諸国民の感動を呼ぶような気高い希有な国家となることによって、諸国民に守られるような安全保障政策を取ることを宣言したものとみることができる。

憲法前文の最後には「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。」とあるが、戦後の歴史は、残念ながら国家、国民一丸となってこの誓いのとおり邁進してきたとは言い難い。

しかしながら、この平和憲法があるが故に日本は、70年間戦争をしない国として他国からも信頼されてきた。ただ、この信頼は一旦失われれば容易に取り戻すことはできない。

日本は、既に真逆の方向に歩み出しているが、これを引き戻せるのは今を置いて他にはないのである。

憲法99条により憲法を尊重し擁護する義務を有する裁判所が、憲法76条3項に従って、その良心に従い、独立を守って、集団的自衛権の行使等がされる前に、憲法81条の違憲立法審査権を行使して、司法的判断を示すことが求められている。

最後に、御庁には、日本のみならず世界に向かっても平和憲法の理念を示す勇気ある判断をされることを希求するものである。

以上

意見陳述書

弁護士 青山 邦夫

1 はじめに

代理人の青山から意見を述べます。新安保法制の立法は明白に憲法に違反する法律であり、原告らは、裁判所が違憲立法審査権を行使して、この法律の違憲性を明らかにすべきであると訴えます。

2 憲法9条の制定理由

戦争を放棄し、一切の戦力の保持を禁止する憲法9条は、第二次世界大戦のもたらした甚大な被害に対する深い反省から制定されました。戦後70年以上が経過し、戦争体験が風化しつつあると懸念されています。しかし、戦争のもたらした甚大な被害を忘れてはなりません。

この大戦で日本は310万人もの人の命が犠牲となりました。310万人の尊い命が奪われたという被害の大きさに圧倒され、言葉を失います。軍人・軍属の死者が230万人、一般市民の死者が80万人です。日本が侵略し戦場となった、中国、東南アジア、太平洋の島々で、多くの日本の兵士が戦闘の中で命を落としました。また、十分な補給を受けられず、飢えや病気に苦しみ、亡くなった兵士も多数にのぼります。この戦争で亡くなったのは、軍人だけではありません。沖縄における地上戦、東京をはじめ各都市に対する空襲、さらには広島や長崎への原爆投下などによって、多くの市民が犠牲となりました。その数が80万人です。

また、戦争の被害は、日本だけに限りません。日本が侵略し、戦場となった中国、東南アジアで、これらの国々の人々の命が多く奪われました。戦闘で、あるいは食糧難などにより、多

くの市民が犠牲となりました。その数は2000万人に及ぶといわれています。

戦争による被害はこれだけにとどまりません。傷病者も多数にのぼります。多くの都市が焼かれ、住宅も工場も多大な損害を被りました。さらに生き残った者も戦後苦しい生活を強いられました。この惨禍をまえに、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、日本国憲法が制定されました。二度と戦争の惨禍を繰り返させために、憲法は前文で「全世界の国民」が「平和のうちに生存する権」を有することを確認し、9条で戦争放棄・戦力の保持の禁止を制定したのです。

3 新安保法制の違憲性

新安保法制は、集団的自衛権の行使を容認するものである点において、憲法9条に違反します。集団的自衛権の行使の容認は、他国に対する攻撃が発生した場合に自衛隊を海外にまで出動させて戦争をすることを意味します。戦争を放棄し、戦力の保持を禁止している憲法9条の解釈として到底認めることはできません。集団的自衛権の行使の容認は、従来の政府解釈をも否定するものです。従来の政府解釈が、自衛隊の現状を合憲とするためのぎりぎりのもので、この政府解釈を否定する新安保法制は明らかに違憲の立法です。多くの憲法学者がこの法律は違憲であると表明し、さらには、元最高裁長官山口繁氏もこの法律は違憲であると述べられていることから、この法律が憲法に違反することは明らかです。そして、憲法の根本原則である平和主義を否定する点において、極めて重大な憲法違反であるといえます。原告らは、裁判所がこの法律が違憲であるということを判決の中で明らかにすることを切に望みます。

4 付随的違憲審査制

裁判所は、この法律は違憲であるかもしれないが、それを判断することは容易ではない、法的にはいくつも関門があると、お考えかもしれません。しかし、新安保法制の立法が、明白かつ重大な憲法違反であることを考えるならば、裁判所は、これを看過し、あるいは、沈黙することは許されません。法的関門と考えられるものも、安保法制の重大かつ明白な違憲性を直視すれば、決して乗り越えられない障害ではありません。わが国の違憲立法審査の制度は、裁判所が、具体的な訴訟事件を裁判する際に、適用する法律を、事件の解決に必要な限度で審査するもので、具体的事件がなければ、違憲判断はできないと解されています。

原告らは、この裁判において、公務員の違法行為により損害を被ったとの国家賠償請求を行っています。すなわち、国会議員が新安保法制を立法した行為は、原告らの平和的生存権を侵害するものであり、この権利侵害によって損害を被ったと主張しています。これは、具体的で法律の適用により終局的に解決しうる法律関係の主張で、違憲立法の審査が可能であると考え

ます。

5 国家賠償法上の違法

立法行為の評価は原則として国民の政治判断に委ねられるべき事項であり、仮に立法の内容が違憲であるとしても直ちに立法行為が国家賠償法上の違法とはならないとの見解もあります。しかし、憲法を擁護する義務を負っている国会議員には、憲法の基本原則に明確に違反する法律を作る権限はありません。憲法9条、平和主義に違反する新安保法制を制定する行為は、明らかに国家賠償法上も違法です。

6 平和的生存権の侵害

平和的生存権については、抽象的な権利であって、裁判所に救済を求めるような権利でないと解する説があります。しかし、憲法自身が「平和のうちに生存する権利」と表現し、「権利」であることを明言しています。このことは、重く受け止めるべきであって、具体的な権利であることを否定すべきではありません。平和的生存権は、戦争の被害者となることも、戦争行為に加担することも拒否し、みずからの平和的確信に基づいて生きる権利です。集団的自衛権の行使を容認する新安保法制の制定は、我が国が他国のために戦争に加担することを可能にするもので、原告ら市民の平和的生存権を侵害するものです。

7 違憲審査の必要性

以上のとおり、新安保法制が違憲であることは、本件訴訟の中心課題であり、避けて通ることができない論点であります。高度に政治的問題は裁判所の審査権の外にあるとか、あるいは、憲法判断をしなくても事件が処理できる場合は憲法判断を回避すべきであると主張されることがありますが、そのような考えを本件に当てはめるのは適切ではありません。憲法判断回避の原則はそれなりの合理性があると認めるとしても、この原則は、絶対的なものではありません。本件のように、平和主義を否定する立法の合憲性が問題となっている事件で、その違憲性が明白かつ重大であり、その及ぼす影響の範囲は大きいものについては、裁判所は憲法判断を行うべきあります。

8 おわりに

裁判官もこの日本国憲法を擁護する義務があります（憲法 99 条）。憲法 9 条に明白に違反する立法について判断を示さず、沈黙を守ることは、憲法を擁護する義務を放棄することになると考えます。裁判所が違憲判断をしなければ、新安保法制はそのまま有効なものとして実施されつづけ、我が国が戦争や武力の行使等を行うことにもなりかねません。新安保法制のもたらす結果もしっかり見据えて、慎重審理をお願いしたいと思います。

意見陳述書

—今、なぜ安保法制の違憲訴訟か—

名古屋地方裁判所 御中

2018（平成30）年12月19日

弁護士 寺井一弘

私は、「安保法制を違憲とする国家賠償請求訴訟」の代理人の一人である東京弁護士会所属の弁護士の寺井一弘であります。「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」の代表をつとめております。

本件訴訟の第一回期日である本日、原告の方々と私ども代理人とに意見陳述の機会を与えていただいた裁判所に心から感謝して敬意を表したいと思っております。

私からはまず、本件訴訟にかける私自身の思いとなにゆえに多くの市民と弁護士がこの裁判を提訴したか、それについて率直な考えを述べさせていただきたいと思えます。

ご承知の通り、安倍政権は2015年9月19日にわが国の歴史上に大きな汚点を残す採決の強行により集団的自衛権の行使を容認する安保法制を国会で成立させ、翌年の3月29日にこれを施行いたしました。そして安倍首相は昨年5月3日の憲法記念日の5月3日に「3年後の東京オリンピックの2020年に新憲法を施行する」と豪語し、年内に自衛隊を憲法9条に明記するなどの改憲原案をまとめました。さらに昨年の9月28日には「大義なき衆議院解散」を断行して「憲法改正」を公約に掲げて3分の2の議席を得ましたが、私たちはこうした思いつきの乱暴きわまる策動を決して許してはならないとの覚悟を固めています。今日の事態はわが国の平和憲法と民主主義を守り抜いていくにあたって、きわめて深刻であると言わなければなりません。

私は3年前の9月19日の夜、集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化としての安保法制の採決が強行された時、国会周辺に集まった多くの市民の方々とともにわが国の平和憲法が危機に瀕していること、70年間以上にわたって「一人も殺されない、一人も殺さない」という崇高な国柄が一夜にして崩壊していくのではないかとこのことを強く実感させられました。憲法9条がなし崩し的に変えられていくことへの恐怖と国民主権と民主主義が最大の危機に陥っていることを憂える市民の方々、老人、女性、労働者、若者たちの表情の一つ一つは今も私の脳裏に焼きついております。そして、私はその場で戦前、戦中、戦後の時代を苦勞だけを背負って生き抜いた亡き母のことを思い出しておりました。

私ごとでまことに恐縮ですが、私の生き立ちと母のことについて若干お話することを御許しさせていただきたいと思えます。私の生き方の原点であり、今回の違憲訴訟の代理人になったことに深く関わっているからです。

私は日本の傀儡国家であった中国満州の「満州鉄道」の鉄道員だった父と旅館の女中をしていた母との間に生まれ、3歳の時にその満州で終戦を迎えました。8月9日のソ連軍の参戦により、満州にいた日本人の生命の危険はきわめて厳しくなり、私の父も私を生かすため中国人に預ける行動に出たようです。しかし、私の母は父の反対を押し切り、残留孤児になる寸前の私を抱きしめて故郷の長崎に命がけで連れ帰ってくれました。

引揚者として原爆の被災地である長崎に戻った私ども家族の生活は、筆舌に尽くせないほど貧しく、母は農家で使う縄や箆をなうため朝から晩まで寝る時間を削って働いていました。最後は結核になって病いに伏せてしまいましたが、母はいつも私に「こうして生きて日本に帰ってこれたのだからお前は戦争を憎み平和を守る国づくりのため全力を尽くしなさい」と教え続けてくれました。その母も今やこの世を去ってしまいましたが、若し3年前の9月19日の参加者の中に母がいたならば、涙を流しながら私の手を握りしめて悲しい表情をしていたのは間違いないだろうと考えていました。私はこうした母の教えを受けて弁護士となり、これまで50年近く憲法と人権を守るためささやかな活動をしてきましたが、今回の明らかな憲法違反である安保法制の強行

は私の母と同じような生き方をしてこられた多くの方々と私自身の人生を根底から否定するものであると痛感して、残された人生を平和憲法と民主主義を踏みにじる政府の蛮行に抵抗するための仕事に全てを捧げようと決意して代理人を引き受けることにいたしました。おそらくこうした思いは本日裁判所に出頭されている方々を含めて多くの原告や代理人が共通にされていると思います。

ところで私どもは、2015年9月に「安民法制違憲訴訟の会」を結成してこれまで全国の憲法問題に強い関心を持つ弁護士仲間と平和を愛する市民の皆様に対して、共に違憲訴訟の戦いに立ち上がるよう呼びかけて参りました。その結果、本日までに全国すべての各地から1643名の弁護士が訴訟の代理人に就任し、訴訟の原告となられた方は現在までに全国で7512名となっております。この勢いは今後もさらに広がっていき、全国的に怒涛のような流れになっていくことは間違いありません。

私どもは一昨年4月26日に東京地方裁判所に「国賠訴訟」と「差止訴訟」を提訴しましたが、東京地裁以外においては、本日までに原発事故発生地での福島をはじめ、高知、大阪、長崎、岡山、埼玉、長野、女性グループ、横浜、広島、福岡、京都、山口、大分、札幌、宮崎、群馬、釧路、鹿児島、沖縄、山梨そしてこの名古屋での提訴が相次ぎ、今後も全国各地で提訴に向けての準備がなされています。それとともに第二第三提訴がなされていますので、その動きは時を追って急速に全国に拡大されていくものと考えています。

安民法制を違憲とする裁判は現在北から南までの全国各地で展開されていますが、原告の方々は裁判所に対して自分がなにゆえに原告となったのか、どうして安民法制に反対しなければならないのかについての陳述書を次々に提出しておられます。皆様の陳述の内容はもとよりさまざまな内容であります。いずれも自分の人生体験を振り返りながら、今回の安民法制が日本を再び戦争をできる国にしてしまったこと、それによって自分がどれほどの恐怖と不安を抱いているかを切々と訴えるものになっています。それを受けて東京地裁では原告の本人尋問などの証拠調べに入っております。私どもは戦争を憎み平和を求める原告らの魂からの叫びを聞きながら改めてこの違憲訴訟において何としても勝利しなければならないとの決意を新たにさせられました。

私どもは圧倒的多くの憲法学者、最高裁長官や内閣法制局長官を歴任された有識者の方々が安民法制を憲法違反と断じている中で、行政権と立法権がこれらに背を向け、国会での十分な審議を尽くすことなく安民法制法の制定を強行したことは、憲法の基本原理である恒久平和主義に基づく憲法秩序を根底から覆すものだと考えております。このような危機に当たって、司法権こそが憲法81条の違憲審査権に基づき、損なわれた憲法秩序を回復し、法の支配を貫徹する役割を有しており、またその機能を発揮することが今ほど強く求められているときはないものと確信しています。私どもは、裁判所が憲法の平和主義原理に基づく法秩序の回復と基本的人権保障の機能を遺憾なく発揮されることを切に望むものです。

改めてご説明するまでもなく、安倍政権は昨年の総選挙において憲法改悪を發議できる3分の2を確保したとして集団的自衛権の任務を課された自衛隊を憲法九条に明記しようと目論んでいます。主権者である国民の2割程度の得票率しか得ていない自民党にそれを進めていく資格などあろうはずがありません。

2ヶ月前に実施された沖縄知事選挙では、基地撤去と平和憲法順守を掲げた候補が圧勝したことに見られるように、主権者である国民の圧倒的多数は安倍政権にNO、レッドカードを突きつけております。

折りしも今年には憲法施行71年、今という時こそ「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」の三大基本原則の完全実現を目指して全ての国民市民が一致して立ち上がらなければならないと思っております。

最後に、安倍政権は戦争政策を遂行するアメリカにひたすら追随しつつ「戦争法」とも称されている安民法制法について国民が「忘却」することをひたすら期待してしましますが、私どもは、こうした策動に屈することなく、これからのわが国の未来のために平和憲法を死守することを絶対に諦めてはならないと考えて安民法制の違憲訴訟に取り組んでおります。

名古屋地方裁判所におかれては多くの方々の心からの願いと真摯に向かい合われること

原 告 陳 述 書

水上 学

1. 陳述人の自己紹介

私は、広島県内の高校を卒業した1992年に航空自衛隊に入隊しました。その年は、いわゆる「PKO元年（1991年）」の翌年でした。父と姉も海上自衛官（共に現在は退職）で、その薦めで入隊しました。私は正直、自衛隊に行きたくありませんでしたが、親や姉から「将来を考えて」と言われ、泣く泣く入隊しました。私の情報を提供した姉は、縁故募集制度により表彰されました。配属先は、岐阜県各務原市にある岐阜基地の「第4高射群」で、ここで輸送業務に携わりました。

私は在職中、数多くのイジメや嫌がらせ、さらには暴力を受けました。1998年に「こんな環境には耐えきれない。退職したい」と上官や両親に何度も願い出ましたが、自衛隊法第40条を楯にされて認められませんでした。当時の上官からは「階級を2つ下げる（3等空曹→1等空士へ）」と処分をちらつかされたりしましたし、両親は上官に対し「退職しないように厳しく指導を。定年まで勤務させるように」といった手紙を送り付けたこともありました。それらが原因で精神疾患になり、2002年6月に退職しました。

2. 原告になった経緯、護憲・平和活動を始めた理由

1991年に自衛隊が海外に派兵されたのは前述の通りですが、私が入隊してからも、上官から「PKO活動の重要性」についての教育を受けました。私はPKOについて、当初は「自衛隊の活動を内外にアピールできる絶好の機会」と考えていました。しかし、日が経つにつれて、次第に「専守防衛の筈なのに」「サービスの宣誓（後述）に反しているんじゃないのか」等と考えるようになり、最終的には「自衛隊の存在自体が憲法違反」という考えに至りました。しかし、在職中にこうした考えを公にすると批判の対象となり、最悪の場合は「規律違反」として懲戒処分にもなりかねませんでした。

ところが、現職自衛官が「『安全保障関連法』の『存立危機事態』を名目とした集団的自衛権行使は憲法違反であり『その行使としての防衛出動命令には従う義務がない』」との確認を国に求める訴訟を起こしました。昨年3月の第1審判決（東京地裁）では「訴えの利益がない」として却下されましたが、本年1月の控訴審判決（東京高裁）では「訴えの利益がある」とした前進的な判決

出されました。「現職自衛官も訴訟で命を守るために訴えたから、自分も元自衛官としてのこれまでの考えを訴えなければならない」と自らを奮い立たせ、本年8月に原告の一員となりました。

現在私は、毎年行われている「核兵器廃絶・国民平和大行進」や「県民平和集会」等のイベントに参加していますし、各地の平和団体等に招かれて、自身の体験を基にした「自衛隊内部の実態」についての講演活動を行っています。また、元自衛官と市民が集って護憲・平和をアピールする団体「ベテランズ・フォー・ピース・ジャパン」にも加入して活動しています。いずれも「戦死者を出さないため」「本当の自衛隊の実態を知ってもらうため」「憲法の全条項を護るため」の思いからです。

3. 陳述人の精神的被害等

自衛官として働く際には「サービスの宣誓」に署名・捺印し、読み上げることになっています。以下、その宣誓文です。

「宣誓 私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえることを誓います」

このように、自衛隊の本来任務は「我が国の防衛」であり、海外に出掛けて戦争をすることではありません。しかし安倍政権は、この宣誓文をも踏みにじるかのように、海外派兵を容認する安保法制（戦争法）を成立させました。この法制により、自衛官が武器を持って海外に戦争を仕掛けることが可能になりました。日本国憲法第9条は言うまでもなく「戦争の放棄・戦力の不保持」を唱えています。今回の戦争法は明らかに憲法第9条に違反しています。しかし安倍政権は、この第9条を平然と踏みにじり、自衛官を「海外の戦争に派兵させ、殺し、殺される存在」にしようとしています。

現に、派兵された者の中には、現地でのショック、特に宿営地近くに飛来した砲弾等で精神的苦痛を受けた者もいます。2006年7月にクウェートに派兵された元航空自衛官の池田頼将（いけだ・よりまさ）氏は、現地でのマラソン大会参加中に後方から米軍トラックに轢かれましたが、現地で納得のいく治療を施されず後遺障害が残りました。池田氏はその後、PTSDや不眠症等も併発し、さらにはパワハラ被害も受け、退職を余儀なくされました。現在は名古屋地裁にて国家賠償請求訴訟で闘っています。池田氏は同時に、私も所属するベテランズ・フォー・ピース・ジャパンのイベント（2018. 11. 16開催）で「集団的自衛権が憲法解釈で認められた現在、自衛隊員は家族を残して、その任務を遂行しなければならない。自衛隊法（第57条）にも『上官の命令に服従する義務』があり、嫌でも行かなければならない。今の世の中、武力による解決ではなく、根気強く話し合いで解決するのが当たり前だ」と訴えています。このように安保法制は、自衛官の心身を脅かす危険な法律です。もし私が今も自衛隊に残っていたら、輸送職種ですから現地での輸送計画の立案に携わることになり、そうすると私自身も戦闘に巻き込まれて池田氏等のように身体的・精神的障害を負う可能性も考えられました。

それだけではありません。今後も海外への派兵が大きく増加するかもしれません。派兵される自衛官は「命令」によって現地に出向しますが、最初はアンケート等により「意志の有無」を聞くようです。ところが、そうしたアンケートは「絵に描いた餅」の如く、あまり反映されないと聞きます。すべては、幕僚長・司令官クラスの命令で動かされます。当然「絶対に行きたくない」と訴えた者も派兵されることとなります。ましてや私のように「本当は自衛官になりたくなかった」という者もいます。逆に「サービスの宣誓には『海外で武力行使をする』という文言は含まれていない。騙された」として退職した者もいます。私も退職してからも「自衛隊は専守防衛が本来任務の筈なのに、なぜ海外に行く必要があるのか。サービスの宣誓の意味はあるのか」「日本国憲法で『不戦の誓い』を高く掲げたにも関わらず、それが破壊されかねない」とした苦痛を大きく感じています。

戦争は、人間ばかりでなく地球環境をも破壊する「最大最悪の人権侵害であり環境破壊」です。その行為を容認する戦争法は、日本国憲法を真っ向から否定するものです。ましてや、自己の都合により憲法までも変えようなど、もっての外です。本件訴訟にて、日本国憲法の意に叶った判決が出されるよう、切に願うものです。

2018年12月1

0日

原告意見陳述書

— 人類の分水嶺 —

原告 寺田 誠 知

私は自衛隊基地のある岐阜県各務原市の住民です。自治会長を務めながら、岐阜大学で国際政治を教えております。地域社会というミクロの視点と、国際社会というマクロの視点から安倍政権の安保法制と憲法改正運動について陳述いたします。

この安保法制は憲法違反です。ならば憲法を変更すればいいだろうというのが安倍政権の考えです。すでに3年前に、日本会議、青年会議所、神社本庁、神道政治連盟

は「憲法改正 1000 万人署名」の運動を行っています。これは「草の根保守」といえば聞こえはいいですが、私たちの神社や自治会を悪用した卑劣な思想統制でした。自治会役員である私は、この署名運動に協力させられ、自民党の選挙活動に動員されました。これらは地方自治法 260 条の 2 に違反しています。私は、良心の呵責^{かしやく た}に耐えきれず、これらを断って「戦争に反対する看板」を建てました。

すると彼らは私に暴力をふるい、自宅に乗り込んできて看板の撤去を要求しました。暴力についてはすでに送検されています。また、彼らは自治会総会でクーデターを起こし、自治会の預金通帳を持ち逃げしました。さらに豊年祈願祭で私が神前に供物^{くもつ}を奉納しようとする、親しかった宮司が突然別人のようになり、「身分が違う」などと叫んで暴力をふるいました。

これらの組織的な犯罪は、憲法違反の安保法制と憲法改正運動によって惹き起されたものです。ゆえに私は政府に対して国家賠償を請求いたします。戦前の軍国主義時代のような「狂気」が静かに人々の心を蝕^{むしば}み、私は村八分にされ耐え難い苦しみを受けています。私のどこに落ち度があったのでしょうか。私は、ただ基地の町の自治会長として、住民の命と暮らしを守るために二度と戦争を起こしてはならないと思っています。先の戦争では、私の町は空襲によって火の海になり、多くの人が殺されました。今でも近くの山で被害者の人骨が出てきます。

いま安倍政権は、しきりに北朝鮮の脅威^{きょうい}を叫んで軍備を増強しています。しかし、本当に朝鮮民主主義人民共和国は脅威なののでしょうか。私は現地に行って数人の人にインタビューし、彼らは決して脅威ではないことを確認してきました。彼らはアメリカの侵略^{おび}に脅えながら、つつましい生活を守るために必死で核兵器にしがみついているだけです。とても日本を攻撃する余力などありません。そもそも朝鮮戦争さえなければ、拉致事件も核・ミサイル問題も起きなかったのです。安倍政権の敵視政策と軍備増強は、東アジアを緊張させ、日本を孤立させるだけです。韓国は徴用工裁判で日本を非難し、先月の国連では、拉致問題に関する北朝鮮非難決議から中国・ロシア・イラン・シリアは離脱したのはそのためです。

そもそも、私たちが 70 年前に日本国憲法を制定して、戦争と軍備を放棄したのは何の為だったのでしょうか。それは、日本人が人類の先頭に立って、話し合いによって戦争を無くし、世界を一つにしていく崇高な使命^{すうこう}のためです。この「使命」によって、私たちは世界から尊敬され、大きな誇りを持つことができました。ところが、安倍政

権はこの「誇り」をかなぐり捨て、日本を「普通の国」に墮落させ、集团的自衛権の名のもとにアメリカの戦争政策に^{かたん}加担しています。今や争いは宇宙戦争やサイバー戦争にエスカレートし、世界中にテロが蔓延しています。安倍政権の安全保障政策は、日本を戦争に巻き込み、やがて人類を破滅させるものです。

私たちはこの「狂気」を^とくい止めなければなりません。今、「私たち」といいましたが、これは^{まんぜん}漫然とした民衆を指しているのではありません。今、この法廷に^{つど}集っておられる皆様方を指しているのです。裁判官の皆様、被告代理人の皆様、傍聴の皆様、報道の皆様、そして私たち原告です。この大きな仕事は、今、私たちがやらなければ、^{いつ}何時、誰がやるのでしょうか。この1号法廷は、今、人類の運命を^{にな}担っているのです。(↑) 喜びに満ちた自由・平等で平和な世界が実現できるか、それとも、(↓) ^{ぎまん}欺瞞に満ちた血なまぐさい戦争によって世界が滅亡するか、この大法廷は、まさに人類の「^{ぶんすいれい}分水嶺」なのです。

最後に、裁判官の皆様には、司法権の独立を保障した憲法^{そんたく}の精神に立ち返り、忖度や自己保身の気持ちに打ち勝ち、平和を守ろうとする私たち市民の声をお聴きくださいますようお願い申し上げます。

以上

原告意見書

下澤悦夫 2018年12月19日

私は、太平洋戦争の開戦直前、1941年8月31日に、神奈川県小田原市郊外の農村で生まれました。1960年4月に東京大学に入学し、法学部で小林直樹教授から憲法学を学びました。小林憲法学は、日本国憲法における三つの原理、すなわち平和主義、国民主権及び基本的人権を重視するものでした。当時は1959年に砂川事件の伊達判決と最高裁大法廷判決が出された直後でした。私は平和憲法^の精神を日本社会に根付かせ、これを成長させて行くことを自分の使命と考えました。そして、職業生活を通じてその使命を果たそう。そう決意して職業裁判官となる道を選びました。1966年に札幌地裁判事補に任官し、それから40年の裁判官生活を経て、2006年8月に岐阜地裁判事を定年退官しました。

40年間の裁判官生活を通じて、私が取り組んだ課題は、憲法9条の関係で裁判所が自衛隊の違憲・合憲の司法判断を明確に示すことでした。私が在任した40年間に自衛隊の違憲・合憲を争点とする3件の自衛隊裁判が提起されました。1967年3月の札幌地裁^の恵庭事件判決と、1973年9月の札幌地裁^の長沼ナイキ基地訴訟判決と、1977年2月の水戸地裁^の百里基地訴訟判決です。この3件の自衛隊裁判のうち、自衛隊について憲法9条違憲性を正面から判断したのは、長沼ナイキ基地訴訟の第1審、札幌地裁^の福島判決だけでした。その福島判決もその後の上級審で取り消されています。最高裁を頂点とする裁判所は、砂川事件の最高裁大法廷判決の「統治行為論」を拡大解釈して、自衛隊の違憲・合憲の判断をすべて回避してきています。まことに嘆かわしい事態と言わざるをえません。

私は退官後、法曹生活を離れて一市民として、一人のキリスト者として生きてきたのですが、このたび、この訴訟の原告として加わりました。先の札幌地裁^の恵庭事件判決は、日本国政府を敗訴させた裁判ではありますが、自衛隊について違憲・合憲の判断を回避したものでした。その点で、私はこの判決に不満を抱いていました。その恵庭事件訴訟の担当裁判官の一人である猪瀬俊

雄元裁判官も、今回のこの裁判に共同原告として参加されています。

安倍政権と政府与党は、3年前の2015年9月19日、日本国憲法の平和主義の原理に反し、集団的自衛権行使を前提する安保法制法を制定しました。多くの憲法学者が違憲と断じ、多数の市民たちの反対運動が巻き起こっているのを全く無視したのです。これは立憲主義と憲法を破壊する、全くの暴挙と言わざるをえません。こうしてなし崩しに戦争への道を歩みつつあります。その現実を前にしたとき、私は心身の深い痛みを禁じ得ません。それは、キリスト者として平和のために生きてきたこれまでの自分の生涯を否定されたこと、平和憲法を擁護することを使命とする裁判官として働いてきた40年の職業人生を否定されたことによる心身の痛みであります。

安倍政権は、安保法制法に基づいて戦争体制を着々と準備し、その既成事実化を謀っています。日本を戦争することのできる国に造り替えようとしているのです。また、これを支持する一定数の国民・市民が存在することも事実です。これに対して、多数の国民・市民が反対の声を挙げ、反対運動を行っていることも確かな事実です。集団的自衛権を推進する運動とこれに反対する運動とが対立しています。そのときに集団的自衛権を前提とする安保法制法の執行を推進する政権側、すなわち政治的強者の意見によって正義が決定されると言うようなことは、断じて許すことはできません。

集団的自衛権を推進する勢力とこれに反対する勢力との間で、いずれの側に正義があるのかを決定する権限を有するのは、裁判所において他にはありません。憲法第81条によって、裁判官には違憲法令審査権が与えられています。裁判官には、今度の安保法制法が違憲であるのか、合憲であるのかを判断する権利と義務があるのです。その責任を放棄してはなりません。もしそのようなことがあれば、司法権の独立は半永久的に失われるでありましょう。それは裁判所の自殺行為と言わざるをえません。